

多面的機能支払交付金実施要綱

制定 平成26年4月1日25農振第2254号
最終改正 平成27年4月1日26農振第2155号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

- 1 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。

多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）は、このような状況に鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものである。

- 2 本交付金による取組については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令」（平成26年政令第347号。以下「施行令」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則」（平成26年農林水産省令第14号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 本交付金の基本的考え方

1 国民の理解の増進

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものである。

このため、本交付金による取組の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本交付金による取組の実行状況を点検し、施策の効果の評価等を実施するなど、地域資源の適切な保全管理に資する活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要である。

2 国、地方公共団体、関係団体等の連携

本交付金による取組の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切に

多面的機能支払推進交付金に係る事業の実施方法

第1 事業内容

多面的機能支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）の対象とする事業内容は、以下のとおりとする。

1 都道府県推進事業

4の(1)、(3)、(4)及び(9)のエに掲げる事業並びに(8)、(9)のウ及び(10)に掲げる事業内容のうち要綱基本方針の中で都道府県推進事業として実施することとして定めた事業であって、都道府県が行うものをいう。

2 市町村推進事業

4の(2)、(5)のイ、(6)のイ、(7)のイ及び(9)のイに掲げる事業並びに(5)のア、(6)のア、(7)のア、(8)、(9)のア及び(10)に掲げる事業内容のうち要綱基本方針の中で市町村推進事業として実施することとして定めた事業であって、市町村が行うものをいう。

3 推進組織推進事業

4の(5)のア、(6)のア、(7)のア、(8)、(9)のア及びウ並びに(10)に掲げる事業内容のうち、要綱基本方針の中で推進組織推進事業として実施することとして定めた事業であって、推進組織が行うものをいう。

4 事業の内容

(1) 法に基づく基本方針（以下「法基本方針」という。）の策定

(2) 法に基づく促進計画の策定

(3) 第三者機関の設置、運営

ア 本交付金の毎年度の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

イ 第三者機関が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、第三者委員会が対象組織の取組を評価し、必要に応じて、対象組織に対し、指導・助言を行うよう運営する。

(4) 要綱基本方針の策定

第2の3に定める事項を内容とする要綱基本方針を作成する。

(5) 事業計画の認定

ア 対象組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、対象組織に対し指導を行う。

イ アの審査結果を確認し、事業計画を認定する。